

理由

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、著しく短い工期の禁止に係る勧告の対象となる発注者に係る請負契約の請負代金の下限を定める等の必要があるからである。